

特定国境離島保全・振興特別措置法案の概要

目的等

- 法律の目的＝特定国境離島地域の保全及び振興を図るための特別措置を講ずることにより、将来にわたって我が国の領域を適切に保全
- 「特定国境離島地域」の定義＝地理的条件その他の条件を総合的に勘案して、我が国の領域としてその保全及び振興を図ることが我が国周辺の国又は地域との関係において特に必要と認められる離島の地域として、政令で定めるもの

特定国境離島地域の保全

- 特定国境離島地域の保全に関する政府の基本的な方針の策定
- 自衛隊、海上保安庁その他の国の機関の設置の努力義務
- 必要と認められる特定国境離島地域内の土地の国による買取り等の努力義務
- 港湾・漁港・道路・空港の整備について自衛隊による利用のために必要な措置を講ずる努力義務
- 外国船舶による違法行為、不法入国等の防止のための体制の強化等の努力義務

特定国境離島地域の振興

- 離島振興基本方針・離島振興計画等の内容に特定国境離島地域の振興に関する事項を追加
- 漁船の取得・操業・維持管理・漁業用無線事業の運営・法令に違反する漁業の監視に係る負担軽減、外国船舶による違法行為で被害を受けた漁業者に対する支援についての配慮
- 中小企業者等の新たな事業活動の促進、商店街の振興、海洋資源の開発を行うための拠点の整備についての配慮
- その他離島振興法等に基づく離島振興施策を講ずるに当たって特定国境離島地域の振興について特別の配慮

< 離島振興法に基づく施策の例 >

- ・ 水産業の生産基盤の強化、漁業者の育成・確保
- ・ 農業の生産基盤の強化、地域特産物の開発
- ・ 観光業の振興
- ・ 小中学校・高校の教育環境の充実
- ・ 民族・文化の伝承
- ・ 医療・介護・高齢者福祉・保育サービス等に係る住民負担の軽減
- ・ 燃料費の低減
- ・ 再生可能エネルギーの開発・利活用のための拠点整備
- ・ 海岸漂着物等の処理のための施設整備
- ・ 森林の保全
- ・ 情報通信網の整備 等

財政上の特別措置等

- 港湾・漁港・道路・空港・水道の整備に係る国庫負担のかさ上げ(沖縄並み)
- 港湾・漁港・道路・空港の維持管理の負担軽減についての配慮
- 地方が行う港湾・漁港・道路・空港の整備を国が代行して行う制度の創設
- 防衛施設周辺の民生安定施設の整備に係る国庫補助のかさ上げ(沖縄並み)
- 特定国境離島地域の振興のためのハード・ソフト事業の財源に充てる地方債制度の創設

その他

- 特定国境離島地域の保全・振興に関する国民の理解を深めるための広報・啓発
- 広域の見地からの保全・振興についての配慮
- 平成25年4月1日から施行(施行準備に係る部分は公布日から施行)、平成35年3月31日で失効